

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		道路占有料の徴収
根拠法令及び条項		道路法第39条第1項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市道路占用料徴収条例
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 (占用料の徴収) 第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び新座市道路占用料徴収条例による。</p> <p>新座市道路占用料徴収条例 第2条 法第32条第1項若しくは第3項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により道路の占用の許可を受けた者及び法第35条又は電線共同溝整備法第21条の規定により道路を占用する者(以下「道路占用者」と総称する。)は、この条例の定めるところにより市に占用料を納入しなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)